

目的別預金規定

第1条 概要

目的別預金口座（以下、「本口座」といいます。）とは、口座情報連携サービス規定に規定する外部事業者（以下、「連携先」といいます。）が提供するアプリケーション（以下、「アプリ」といいます。）で開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない普通預金口座です。本口座の開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申し込み手続きが必要です。

第2条 お取り引きの制限等

本口座では、いよぎんIDの代表登録口座（以下、「振替元口座」といいます。）との間でのアプリを通じた振替のみご利用になれます。そのため、原則として本支店窓口やATMではお取り引きできません。

また、各種料金の自動支払、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「いよぎんダイレクト」への登録もできません。

第3条 届出事項

名称、住所、その他の本口座の届出事項は振替元口座と同一となります。届出事項に変更があったときは、当行本支店に届け出てください。

第4条 目的別預金の解約等

アプリから本口座連携解除の手続きを行った場合、本口座内の残高は、全額振替元口座に入金されます。連携解除の手続きを行っても本口座は解約されません。

また、本口座の連携解除をしないまま、振替元口座を解約することはできません。振替元口座を解約する場合や、本口座を解約する場合は、当行本支店に届け出てください。

第5条 利息

本口座の利息については、組み入れ後、振替元口座に振替いたします。

第6条 普通預金規定等の適用

本規定と普通預金規定の定めが重複する場合、本規定が普通預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金規定、休眠預金等活用法に関する預金取引規定にもとづいてお取り扱いします。

以上